

沼津市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部改正について

沼津市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 6 日提出

沼津市長 賴 重 秀 一

沼津市建築物における駐車施設の附置に関する条例の一部を改正する条例

沼津市建築物における駐車施設の附置に関する条例（昭和43年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表以外の部分中「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改め、同項の表アの項中「全部を特定用途」の次に「（共同住宅を除く。次条において同じ。）」を加え、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

第4条中「特定部分及び」を「特定部分（共同住宅の用途に供する部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）及び共同住宅の用途に供する部分又は」に改め、「この場合において」の次に「共同住宅の用途に供する部分及び」を加える。

第5条第1項の表アの項中「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

「提案理由」

駐車場法施行令の一部改正に伴い、駐車施設の附置に関する基準等を改めるものである。